

肥料価格高騰対策について（秋肥）
※春肥につきましては改めてご案内致します。

令和4年10月24日

詳しくは[コチラ](#)（JA東京中央会のページが開きます。）

J A 組合員の皆様へ	
国庫補助	
【国】令和4年度肥料価格高騰対策（補助金）のご案内	
～この補助金は、肥料価格の高騰により農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を国が支援いたします～	
補助内容	<p>前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付します。</p> <p>※肥料に関する他の補助事業を受けた、または今後受ける場合には、申請額の調整が必要となりますので、事前にJAまでご連絡ください。</p>
対象となる肥料	<p>【令和4年秋肥】令和4年6月～令和4年10月に注文分 【令和5年春肥】令和4年11月～令和5年5月に注文分</p> <p>※原則として肥料法（肥料の品質の確保等に関する法律）に基づく肥料を対象としているので、化学肥料に限定していません。 ただし、農業者等が購入したものに限られるため、領収書などが必要であり、自給堆肥などは対象外となります。</p> <p>※次のアドレスから登録肥料の検索ができます。 http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub4.html 肥料登録銘柄検索システム - 独立行政法人農林水産消費安全技術センター</p>
申請対象者	<p>農産物を生産し販売している農家、かつ、化学肥料低減の取り組みを2つ以上行う農家</p> <p>※JAでとりまとめ、国に申請いたします。なお、5戸以上の農家の方より申請のない場合は、国に申請することができませんのでご注意ください。</p>
提出書類	<p>①化学肥料低減計画書 ②注文票（写） ③請求書または領収書（写）</p> <p>（対象者のみ） ④他から肥料に関する補助金を受け取っている場合は、その書類</p>
化学肥料低減計画について	<p>化学肥料低減計画とは、化学肥料の使用量を抑制する取り組みのことで、例として堆肥の代替施用や土壌診断の実施、都エコ農産物認証制度を取得することなどがあります。</p> <p>※化学肥料の2割低減を実現するため、取組メニューの中から2つ以上を実施します。取組期間は、令和4年から2年間となります。令和3年の取組みも考慮し、同じ取組みについては、拡大・強化することで対象となります。</p> <p>【取組メニューの例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌診断による施肥設計 ・生育診断による施肥設計 ・堆肥の利用、下水汚泥の利用など国内資源の利用 ・有機質肥料の利用 ・緑肥作物の利用など
申請スケジュール	<p>裏面をご参照ください。</p> <p>なお、補助金の年度内払いを希望される方（秋肥料①）は急ぎご対応ください。</p>

申請～補助金お支払い、実績報告※までの流れ

	秋肥①	秋肥②	春肥
対象となる注文時期 (注文票の日付)	令和4年6月～10月		令和4年11月～5月
申請書類の提出〆切	令和4年10月14日	令和4年12月16日	令和4年1月31日
補助金支払いの 目安	令和4年12月下旬	令和5年2月末～3月上旬	令和5年3月末～4月上旬
今年度末の実績報告	令和5年3月		
中間の実績報告	令和5年12月		
取組の実施状況報告	令和6年7月		
現地調査	令和6年9月～11月		

※お申込みにあたり、下記の注意事項をご確認ください。

注意事項

- ◆農業者から直接の申請はできません。JAでまとめた申請となります。
- ◆JAにおいて、5戸以上の農業者が申請しない場合申し込みができません。
- ◆秋肥と春肥をそれぞれ分けて申請する必要があります。
- ◆この助成金は、価格高騰分に対して7割補助されます。都や区市町村、JAなどから助成金を受けている場合、申請する際に、控除して計算しなければなりません。また、後戻し奨励金についても、あらかじめ控除して申請額としてあげていただく必要があります。したがって、本制度の助成を受けたあとに、都や区市町村、JAなどの助成金を受け取った場合、国へ返金するなどの対応が求められることがございますので、十分に注意してください。
- ◆申請後、採択された場合、令和6年まで実績報告を提出することとなります。報告書の作成にあたっては、化学肥料低減計画書に記載の取り組みがわかる写真などを添付する必要があります。
- ◆国（協議会）は、申請した農業者の5%程度を抽出し、現地確認の調査を行います。支援を受けた農業者は、取組内容がわかる書類等（土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）を保管しておいて下さい。
- ◆本制度に関する書類は、5カ年間の保管義務が生じます。

【書類の提出・お問い合わせ先】

J A 東京みどり 各地区経済センターまで

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\left[\begin{array}{c} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \div \left[\begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ \text{0.9} \end{array} \right]} \right] \times 0.7$$

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)

〔本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。注文票のほか、領収書または請求書が必要です。〕

- 2 化学肥料低減に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと
(次のページのチェックシートで申告していただきます。)

次のページを参照



農業者の皆様に記入いただくもの



化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに〇を記入してください。

- 2つ以上に〇が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

間

1. 実施する(してきた)取組メニューに「〇」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。



取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

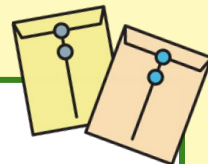
令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 事業年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

申請方法



農業者グループで申請してください。申請先や申請期限は、都道府県・市町村、またはお近くの農協、肥料販売店にお問い合わせください。

〔5戸以上のグループで申請してください。農協や肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを想定しています。〕

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和4年8月

事業説明会
県段階の組織(申請窓口)の体制づくり

令和4年10月頃～

農業者グループからの申請(秋肥分)

令和4年12月頃～

農業者グループへの支援金の交付(秋肥分)

令和5年2月頃～

農業者グループからの申請(春肥分)

令和5年3月頃～

農業者グループへの支援金の交付(春肥分)

Q&A

問 い



答 え



①

化学肥料が足りなくなるということを聞いたのですが。

- ・ 肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により、**当面必要な肥料原料は確保**されています。
- ・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。



問 い

答 え



②

化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。

- ・ 化学肥料の2割低減に向けて、**取組メニューのうち2つ以上**行っていたら支援対象となります。
- ・ 選択された取組について、適切にフォローしていきます。

③

既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

- ・ **既に取り組んでいるものも**カウントします。
- ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、**新たな取組みを1つ以上**行ってください。

④

低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。

- ・ 本年に取り組めない場合は、**来年に取り組んで**いただければ結構です。
- ・ 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、**期間内に取り組んで**いただければ結構です。

⑤

いつ頃までに申請すれば良いですか。また、いつ頃支援を受けられますか。

- ・ 基本的に**秋肥、春肥でそれぞれ**まとめて申請してください。
- ・ 秋肥について、**早めに申請**いただければ、できるだけ年内に支払えるようにします。

⑥

領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。

- ・ **領収書**が間に合わない場合は、**請求書**を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。
- ・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。